

令和6年度三重県水道広域化推進プラン等の検討業務委託に係る
企画提案コンペに関する質問及び回答について

番号	該当箇所	質問内容	回答内容
1	委託仕様書 5 (2)ウ(ア) (p.3)	・配水管網計算は実施しない(配水管網計算を伴う検討は実施しない)という認識でよろしいでしょうか。	・施設の共同設置・共同利用に関する抽出と費用試算を行うために、配水管網計算が必要であると貴社が判断する場合には、企画提案書により提案を行ってください。
2	同上	・「緊急時連絡管の設置」については、浄水場や配水場などの拠点施設をつなぐ連絡管を検討するという認識でよろしいでしょうか。 (配水管網末端での連絡管については、管網情報を踏まえた配水管網計算を実施しないと整備量や費用・効果を示すことができないため、検討は不要という認識でよろしいでしょうか)	・委託仕様書 5 (2)ウ(ア) a に記載のとおり、グループ(別記1)及びブロック(別記2)単位で検討することを基本としています。広域化を進める上で、配水管網末端での連絡管が必要であると貴社が判断する場合には、企画提案書により提案を行ってください。
3	同上	・(ア)に関する記述に対して、bとcの記述は関係のないように見えますが、誤りではないでしょうか。	・委託仕様書 5 (2)ウ(ア)の事項を進める上で、b及びcの検討も必要であると考えていますが、他の検討結果で説明ができる場合、省略することは可能です。
4	委託仕様書 5 (3)イ(イ) (p.5)	・「将来の水需要量の推定を算出する」とありますが、(2)イ(イ)の需要量予測の結果を活用するという認識でよろしいでしょうか。 別途算出する必要がある場合は、(2)イ(イ)との違いをご教示ください。	・委託仕様書 5 (2)イ(イ)の結果を活用することが可能である場合、別途算出する必要はありません。
5	委託仕様書 5 (4) (p.6)	・会議の回数が想定回数(年2回程度(2年で4回程度))を上回る場合は、設計変更の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	・委託仕様書に記載の業務の遂行に際し、想定回数を上回る会議回数が必要であると貴社が判断する場合には、企画提案書により提案を行ってください。なお、この提案に掛かる費用を含む見積額を提示していただくものとし、契約後、設計変更の対象としません。

番号	該当箇所	質問内容	回答内容
6	参加仕様書 10 (3)イ(イ) (p.6)	・選定結果通知の際(あるいは通知後の開示請求により) 各社の評価結果の内訳(選定基準((1)~(5))それぞれの点数)を提示(開示)いただくことは可能でしょうか。	・三重県情報公開条例に基づき対応しますので、情報公開請求を行ってください。
7	委託仕様書 5 (3)カ (p.5)	・本文中には、「アからオまでの検討結果を「三重県水道ビジョン」として取りまとめることとする。」とありますが、三重県水道ビジョン(案)の誤記と理解してよろしいでしょうか。	・三重県水道ビジョン(案)としてお考えください。
8	委託仕様書 5 (2)イ (p.2)	・平面位置図の基礎となる市町村域の地図データは貴局よりご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	・契約後、受託者に提供します。
9	参加仕様書 4 (1) (p.1)	・「(1)参加資格者」の項目に記載されている参加資格を満たす事業者を構成企業とすれば、JVとして本業務に参加することは可能と考えてよろしいでしょうか。 ・JVでの参加が可能である場合、代表企業と構成員との協定書は提案書提出時でよく、参加表明時点では、代表企業が申請を行い、その中でJVの構成員として構成企業名がわかるように記載をすればよろしいでしょうか。	・共同事業体(JV)については、参加仕様書に参加できる規定がなく、参加者資格を有していません。
10	参加仕様書 8 (4) (P.3)	・「提案事業者の概要書」について、様式や枚数、記入事項の指定はございますでしょうか。「第4号様式1事業者の概要」欄に記載の項目について満足するものを準備すればよい理解でよろしいでしょうか。	・項目「提案事業者の概要書」に関する様式、枚数の指定はありません。 記入事項については、第4号様式「1 事業者の概要」に記載の項目を満たすものとしてください。
11	同上	・「契約実績証明書」とありますが、過去の関与業務の契約書及び仕様書等の写しで代用可能でしょうか。	・代用可能です。

番号	該当箇所	質問内容	回答内容
12	同上	・「見積書の正本」の記載がありますが、別途「副本」の提出が必要でしょうか。	・提出不要です。
13	参加仕様書 9 (P.3)	・プレゼンテーションの参加人数制限等はございますでしょうか。また、対面とWEBの併用形式とのことですが、例えば説明者は対面参加が必須など、特筆される制約条件がございませうか。	・提案事業者は、プレゼンテーションの方式を対面若しくはWEBのいずれかで選択いただくこととします。 なお、対面でプレゼンテーションを行う場合は、会場の都合上、各社2名以内とします。
14	参加仕様書 10 (P.4)	・企画提案コンペの選定基準につきまして、配点等の事前公表はいただけませんかでしょうか。	・企画提案コンペの選定基準における配点の事前公表はしていません。
15	応募全般について	・本コンペには共同企業体・共同提案体(JV)としての応募は可能でしょうか。	(質問番号9と回答は同じです)
16	同上	・JVでの応募が可能な場合、参加申請時には代表企業の参加申請のみでよろしいでしょうか。異なる場合、必要な手続きをご教示ください。	(質問番号9と回答は同じです)
17	参加仕様書 8 (4) (P.3)	・企画提案書に企業名や個人名など、応募者を特定するような記載があってもよろしいでしょうか。	・差し支えありません。なお、企画提案書の記載事項の取扱いについては、参加仕様書19(1)ウに記載のとおりです。
18	同上	企画提案書に枚数の制限はありますでしょうか。また、横書きやA3用紙が含まれていてもよろしいでしょうか。	・企画提案書の作成にあたっては、第4号様式を使用してください。 記入にあたって、枠の体裁は自由とし、別葉とすることも可能です。また、用紙の向き、サイズ及び枚数の制限はありません。
19	委託仕様書 5 (5)ア (p.6)	・中間報告においては、業務内容のうちの項目までを報告書として提出する必要がありますでしょうか。	・委託仕様書5のうち、以下に示す項目について報告していただきます。 (2)ア(ア)～(ウ) イ(ア)、(イ) ウ(ア) (3)ア(ア)～(ウ)

番号	該当箇所	質問内容	回答内容
20	参加仕様書 19 (2)ア (P.6)	<p>・原則として再委託は認めないとありますが、企画提案の中で協力事業者やアドバイザーとして、業務の実施体制に組み入れることは可能でしょうか。</p>	<p>・参加仕様書 19(2)アに記載のとおりですが、契約書に以下の条項を付する予定です。</p> <p>契約書の条項【抜粋】 (再委託の制限)</p> <p>第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、乙が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。</p> <p>注) 甲：委託者(三重県) 乙：受託者</p>